事例No.	103
公表年度	H28
団体の属性	一般市
団体名	熊本県山鹿市

事例区分	第三セクター

タグ	・会社法法人 ・歳入確保

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（出資引揚（民営化））

事例内容・タイトル

法人への株式売却（民間活用・委託））

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	法人への株式売却
団体名	熊本県山鹿市
法人名	幸の国木材工業(株)

＜地方公共団体のデータ＞※

人口(人)	54,118
標準財政規模(百万円)	17,910
財政力指数	0.33

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成 28 年 1 月 1 日時点)
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

山鹿市	54(55.6%)
その他	43(44.4%)
役職員数(人)	31

[経営状況]

経常収益	896
経常損益	46
当期純損益	31

(単位:百万円)

資産	453
負債	220
純資産	233

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要](設立目的、業務概要等)

幸の国木材工業(株)は、木材の産地間競争において他地域に対し優位に立てるよう、付加価値を高めるとともに販路を拡大し販売事業の強化を図ることを目的として、旧鹿北町、鹿本森林組合、地元関係者などによって昭和 63 年 4 月に設立された。

加工部門の整理統合を進めることで、加工経費の軽減と品質や規格の統一を図り、流通窓口を一本化するなど生産から加工、流通までの連携強化を図ることで「鹿北アヤスギ」の銘柄化を確立し、山鹿市の林業振興に大きな役割を果たしてきた。





1. 本事例の概要(取組の内容、ポイント)

当該事例は、市が保有する株式の譲渡を行い、法人の民営化を行った事例である。

法人が土地及び建物を自己で所有し、民間に近い形態での経営が確立されていること、更には、それまで懸案事項であった老朽施設や設備の整備が行われ、生産コストの削減や生産能力の向上が相当見込まれ、今後も安定した経営が可能であるとの判断により、市の株式を法人へ譲渡し民営化を行った。

2．取組みの背景、理由、着手のきっかけ

第三セクターの運営に関しては、景気の低迷等に伴う経営破綻が全国的な問題となり、第三セクターへ出資している地方公共団体においては、その経営への関与のあり方等が大きな課題となった。

本市における第三セクターは、市民ニーズの多様化・高度化等に柔軟かつ弾力的に対応するため、行政の担うべき分野を補完・代行する役割を果たしながら、地域活性化及び地域産業の活性化等に貢献してきた。しかしながら、長引く景気の低迷や社会全体に対する公的関与のあり方が見直されるなど、社会経済環境の変化によって、第三セクターを取り巻く状況は大変厳しくなった。

このような背景を受け本市では、平成 18 年 3 月に『第 1 次山鹿市行政改革大綱』を策定し、この中で第三セクターの自立化に向けて取り組むことを定めた。

3．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

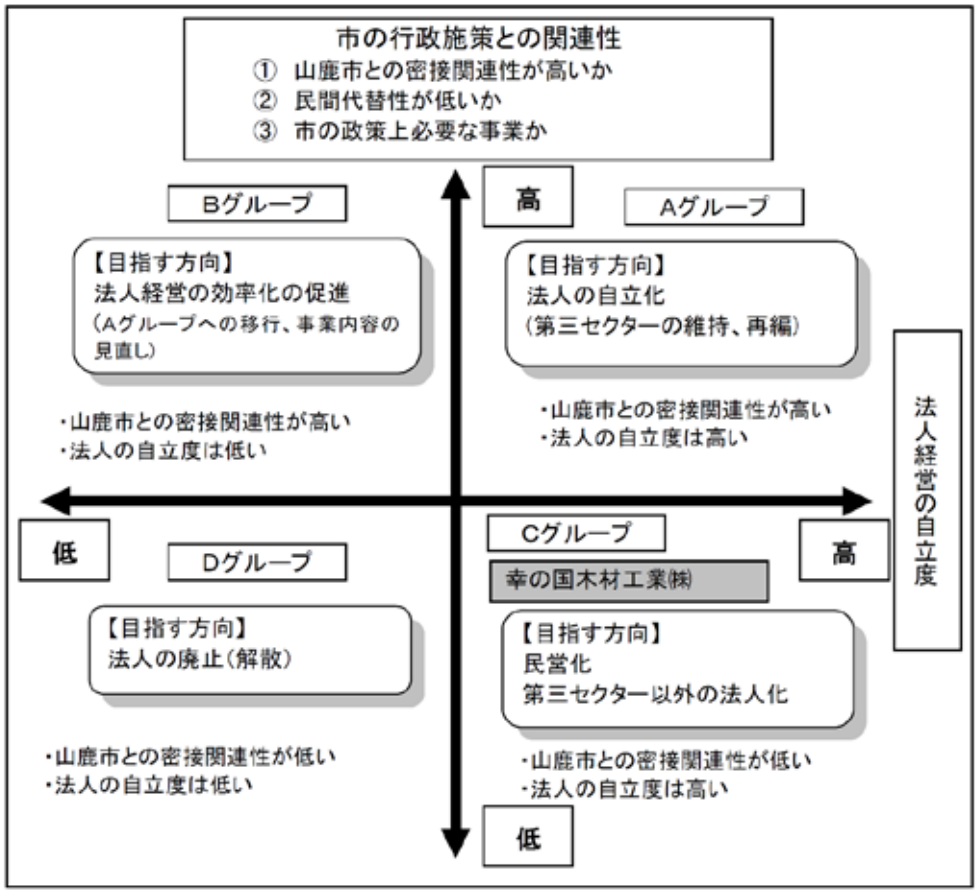
①主要な課題・論点について

法人の経営環境が整い、市の関与なしに法人独自での事業実施が可能となり、法人の形態が第三セクターであることの意義が希薄となっていた。

②課題・論点解決に向けての検討内容について

第三セクターの今後のあり方について、行政施策との関連性や自立度による検証を行い基本的分類Cグループ「民営化、第三セクター以外の法人への移行」に分類した。

今後のあり方に係る基本的分類〔表〕



3．取組の具体的内容（つづき）

③決定された取組方針（解決策）とその決定理由について

平成 20 年に「第三セクターの自立経営を図るための措置に関する方針」を策定し、安定した一定水準の経営力の醸成を促しながら、将来の方向性として、完全民営化を目指すこととした。

本法人は民間に近い形態での経営が確立され、今後も安定的な経営が可能であるとの判断から民営化を決定した。

(2)取組の具体的な進め方

①取組の推進体制等について

第三セクターの自立経営に向けた経営改革を推進するとともに、経営状況等の評価と存廃も含めた抜本的な経営改革策の検討を行うことを目的に、副市長を委員長として関係部署長により構成する「第三セクター経営検討委員会」を平成20年11月に設置した。

②関係者との調整内容・調整過程等について

平成21年11月に、市職員の取締役就任の廃止及び赤字補填を目的とした公的支援を行わないことを法人に対して通知し関与の軽減を図った。

平成22年12月議会において法人の将来展望についての一般質問に対して、3年以内の完全民営化を目指すことを回答した。

平成 24 年 8 月から平成 26 年 6 月まで市所管課と法人との間で株式の譲渡方法、譲渡価格について協議を進めた。

譲渡方法は、これまで本法人が市に対して行ってきた寄付など設立からの経緯を踏まえるとともに、円滑な民営化及び将来の安定的な経営維持を図るため自社株取得とした。

譲渡価格は、本法人が算定した株価の提案を受け、市が公認会計士へ算定を依頼した。「適正な価格」を導き出すため様々な株式の評価方法の中から、理論的にも現実的にも妥当な結果となるよう時価純資産法（会社の資産及び負債を時価評価した時価純資産を株式数で除して株価を算定する方式）と DCF 法（将来のキャッシュフロー獲得能力により会社の価値を評価する方法）の平均により算出した 36,859,800 円（一株当たり 61,433 円）を譲渡価格とした。

平成 26 年 6 月臨時株主総会にて自社株取得が可決された。

③取組のプロセス（スケジュール）について

＜法人への株式譲渡に係る事務スケジュール＞

	H20 4月	11月	H21 11月	H22 12月	H24 8月	H25 3月	4月	10月	H26 5月	6月		9月
法人						譲渡協議 合意		税理士 株価算定		取締役会 承認	臨時株主 総会可決	
市	方針決定		取締役 派遣廃止		譲渡協議 打診		譲渡・価格 決定方法 の提案		公認会計士 株価算定			譲渡契約

4．取組の効果

市においては、株式の譲渡価格である 36,859,800 円が市の歳入となった。
本法人においては、民営化後の平成 27 年度決算が経常収益 823 百万円、経常損益 62 百万円、当期純損益 68 百万円と民営化前以上の収益を上げており、安定的な経営を維持している。

5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

今後は、本市の道の駅の指定管理者である 2 法人についても、会社法を設立の根拠として、市の出資及び人的な関与・支援が全くない株式会社へ移行することを目指している。

6．他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

法人の民営化の事例は近隣の団体では前例のある取組ではなく、株式の譲渡方法や価格の決定について専門的な知識が必要であったため、公認会計士に再三にわたり相談を行った。
法人側としては、設立に関与した行政が出資者から退くことに対する不安の声もあったが、市としては方針を明確に定め、期限を設定し協議を行った。
株価の算定にあたっては、法人側から提示された価格を受けて、市側で公認会計士へ算定を依頼し、適正な譲渡価格を求めた。
第三セクターの今後のあり方に係る基本的分類により民営化の方針を明確にし、長い期間をかけて検討を行い、民営化までの期限を決定して関係者と協議を行ったことにより、計画通りに民営化を行うことができた。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	山鹿市農業振興課	連絡先	0968-43-1556